

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合に、災害対応を円滑に行うために、地震等により被害を受けた冷凍空調機器の冷媒の緊急対策及び処理、並びに緊急対応施設の被害機器機能の速やかな応急対策の協力に関して、愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第2条 災害時において、被災市町（以下「市町」という。）が所有者の意向を受け実施する次の各号の事業（以下「災害冷凍空調機器の冷媒処理等」という。）について、市町から要請を受けた甲は、乙に対して災害冷凍空調機器の冷媒処理等の協力を要請するものとする。

- (1) 災害冷凍空調機器の速やかな冷媒漏えい防止の初期処置
- (2) 災害冷凍空調機器の冷媒回収・処理
- (3) 災害緊急対応施設の被害冷凍空調機器機能の応急的復旧処置
- (4) 前各号に伴う必要な事項

2 前項の要請は、次の各号に掲げる事項を文書（「災害冷凍空調機器の冷媒処理等復旧業務協力要請書（様式第1号）」）で行なうものとする。但し、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(協力内容等)

第3条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、市町が実施する災害冷凍空調機器の冷媒処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、市町の指示に従い、災害冷凍空調機器の冷媒処理等を実施するものとする。  
なお、実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害機器冷媒の再利用及び再資源化に配慮し、対応の徹底等に努めること。

3 甲は、災害冷凍空調機器の冷媒処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供し、乙は、冷媒処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(報告)

第4条 乙は、災害冷凍空調機器の冷媒処理等が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書「災害冷凍空調機器の冷媒処理等復旧業務実績報告書（様式第2号）」で、甲へ報告するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(費用)

第5条 第2条の要請に基づき、乙が実施した災害冷凍空調機器の冷媒処理等に要した費

用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、原則として市町が負担する。

(災害補償)

第6条 第2条の要請に基づき、乙が実施した災害冷凍空調機器の冷媒処理等により生じた災害補償については、乙と市町で協議するものとする。

(連絡体制等)

第7条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲にあつては県民環境部環境局環境政策課、乙にあつては一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会事務局とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成25年8月2日からこの効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年8月2日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番2号  
愛媛県  
知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市立花一丁目9番12号301A  
一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会  
会長 山下 知憲